

令和元年度鳥獣被害防止対策事業一覧

対策の種類	事業名	R1 予算額 (千円)	事業内容
人材の育成	①鳥獣被害防止の指導者育成 鳥獣被害対策指導者に対して対策の考え方や技術を研修	①鳥獣被害防止活動支援事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 101,867の内数※	・鳥獣被害対策研修の受講を支援 ・狩猟免許取得の支援
	②地域における狩猟者の確保・育成	②総合的鳥獣被害対策推進事業 (県) 381	・県域で鳥獣被害対策指導者を養成 (県主催の被害防止対策研修会の開催ほか)
生息環境管	③若手狩猟者確保・ジビエ供給促進事業 (国・県)	1,510	・一般向け狩猟者確保イベントの開催 ・捕獲従事者育成研修、解体処理技術者育成研修の開催
	④里地里山の環境整備活動の推進 有害鳥獣の隠れ場所となる竹林等の整備(緩衝帯整備等) 不要果樹・果実の除去、耕作放棄地の解消等	④里山づくり推進事業 (獣害につよい里山づくり事業) (県) 7,514	・林業事業体による里山の一体的な整備により、緩衝帯を造成し、獣害の低減と里山の環境整備を推進 事業主体: 市町村
被害の防除	⑤鳥獣被害防止活動支援事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	101,867の内数※	・農地等の周辺における緩衝帯設置、放任果樹の除去及び雑木林の刈払い等により集落内の餌場、潜み場所を除去
	⑥有害鳥獣を寄せ付けない地域ぐるみの取組推進 地域における総合的な被害防止活動の支援	⑥鳥獣被害防止活動支援事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 101,867の内数※	・追払い活動の実施、被害防止対策に必要な技術実証を支援
	⑦農耕地等への侵入防止対策、 新植地における苗木の食害防止対策 農耕地等への侵入防止柵や防護ネットの設置等	⑦鳥獣被害防止整備事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策整備交付金) 232,601	・地域が一体となった連続した侵入防止柵等を捕獲施設と一体的に整備 ・受益3戸以上 ・対象経費は資材費及び設置費 ・補助率: 1/2以内(但し、条件不利地域は55/100、侵入防止柵を自力施工する場合は資材費のみ定額補助)
	⑧農地環境整備事業 (国・県)	【全体事業費】	・中山間地域の耕作放棄地に伴う周辺環境への悪影響を除去し、農業生産の継続のため農地の整備と併せて鳥獣被害防止柵を設置 ・事業実施地区ごとに協議会(生産者で構成)を設立 ・協議会に原材料を支給、地元直営施工で柵を設置 ・負担区分: 国55/100、県30/100、市町村等15/100
個体数調整	⑨木材生産林育成整備事業 (国・県)	【全体事業費】 314,457 3,870	・植栽した苗木の食害を防止するための防護柵や防護ネットの設置 ・第2種木材生産林における植栽した苗木の食害を防止するための防護柵や防護ネットの設置に助成 ・植栽と同時施工 ・負担区分: 国51%、県17%、実施主体32%
	⑩有害鳥獣捕獲・防護施設設置事業 (県)	400	・特定猟具使用禁止区域(銃)での捕獲檻、捕獲柵、防護柵の設置に助成 ・補助率: 1/2以内
	⑪鳥獣保護管理事業委計画に基づく、個体数管理 生息状況や行動域等を調査し、基礎データの把握・分析するほか、事業計画を作成しニホンジカを捕獲	⑪森林地域におけるニホンジカ捕獲モデル事業 (国: 森林被害緊急対策事業費補助金) 3,895	・森林林業関係者、市町村等と連携して広域的かつ計画的にニホンジカの捕獲を実施
	⑫有害鳥獣の捕獲・駆除 有害鳥獣の発生実態、生息、移動状況を把握し、広域かつ効率的な捕獲と駆除を推進	⑫森林植生保全事業 (県: 森林環境税) 24,500	・ニホンジカを適正生息数に誘導するため、メスジカ有害捕獲の取組みを支援 捕獲報奨金を助成 (4~6月: @8,000円/頭、7~3月: @5,000円/頭)
総合対策	⑬鳥獣被害防止活動支援事業 (緊急捕獲活動) (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	101,867の内数※	・有害捕獲経費を助成 ニホンジカ、イノシシの成獣(@7,000円/頭: 上限) ※市町村長が認めた加工施設で搬入確認する場合(@9,000円/頭: 上限) 焼却処分等の施設で搬入確認する場合(@8,000円/頭: 上限) ニホンザルの成獣(@8,000円/頭: 上限) 上記3種の幼獣、その他獣種(@1,000円/頭: 上限) 鳥類(@200円/羽: 上限)
	⑭有害鳥獣捕獲事業 (県)	392	・カワウの銃による駆除経費に助成 ・補助率: 1/2 事業主体: 市町村
	⑮有害鳥獣駆除事業 (県)	213	・空気銃所持者による有害鳥類の捕獲を実施する取組みを支援 ・使用可能エリアの広い空気銃による有害鳥類の駆除を実施 ・補助率: 1/2 事業主体: 市町村
	⑯有害鳥獣駆除事業 (県)	3,862	・有害鳥獣の銃による駆除経費(人件費、弾代等)に助成 ・補助率1/3以内 事業主体: 市町村
	⑰鳥獣被害防止活動支援事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	101,867の内数※	・捕獲檻購入、スマートセンサー導入の支援
	⑱捕獲鳥獣の処理、有効活用 捕獲鳥獣の焼却・処理加工施設の整備と食肉等の利活用を推進	⑱鳥獣被害防止活動支援事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 101,867の内数※	・ジビエ商品開発支援(処理加工施設設置と一体で実施する場合のみ)
	⑲鳥獣被害防止整備事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策整備交付金)	232,601(再掲)	・捕獲鳥獣の焼却施設、処理加工施設の設置を支援 ・補助率1/2(但し、条件不利地は55/100)
⑳ICT等を活用した被害軽減に結びつく新技術実証	⑳-1鳥獣被害防止県活動支援事業 ⑳-2集落ぐるみ被害対策強化事業(国) 2,725	1. ICT捕獲装置等を活用し、有害捕獲活動の効率化について技術実証 鳥獣被害対策に係る情報収集 2. 県職員がモデル取組み集落に対して防除対策指導にあたり、地域住民が取り組む集落ぐるみの被害対策活動を支援	
㉑効率的捕獲技術導入推進事業 (国)	298	・近年開発され普及が進みつつあるICT捕獲装置を用いて、効果的な捕獲を実施するため、専門家の支援を受けて、捕獲技術および捕獲効率の向上を目指す	
地域の総合的な被害防止活動	※ 鳥獣被害防止活動支援事業 (国: 鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 101,867	・対策研修の受講、鳥獣の生息状況調査、追い払い活動、捕獲檻導入、緩衝帯整備、緊急捕獲活動支援、スマートセンサー導入、サル複合対策など、地域の被害防止活動に対して支援 【サル複合対策】 A: ニホンザル加害群の生息状況調査(必須) B: 捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証、 生息環境管理(緩衝帯整備・放任果樹除去・雑木林刈払い) Aの取組みに加えて、Bの取組みの中から2つ以上を併せて実施	

※ 鳥獣被害防止総合対策交付金は、「生育環境整備」「被害の防除」及び「個体数調整(有害捕獲)」のうち、複数の取組を一体的に実施することが必要(⑮緊急捕獲活動は単独で実施可能)